

小学校 5・6 年生の家庭科教科書で

# 売買契約の基礎を マスターしよう!

18 歳で成年を迎える子どもたちへの新しい学び

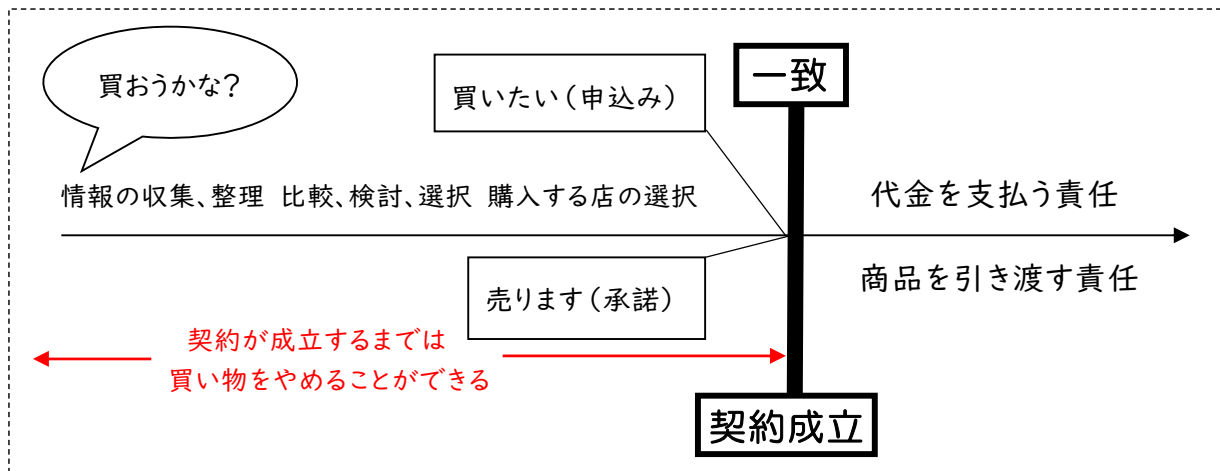
ご利用にあたっての Q&A



## Q なぜ、「売買契約が成立する場面」が大切なのか？

A それは、普段の買い物ではほとんど意識することのない、申込みと承諾の意思が合った瞬間を境に、その前後で大きな違いが生じるからです。

下の図を見てください。



このように、契約の成立前ならば、何をどこでいくらで買うかをよく考えたり、買い物をやめたりすることもできます。しかし、いったん契約が成立すると、お互いに責任が発生して、一方的な都合や理由でやめることはできなくなります。

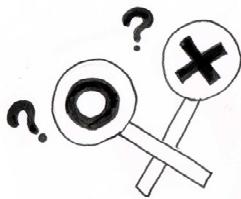
大切なのは、この前後の違いが生じる場面を意識することですので、この単元において、何度も確認してほしいと思います。

Point 1

### これを〇×クイズで終わらせないで

「契約が成立するのはどの場面ですか？」という問いがよくありますが、これを単に〇×クイズで終わらせないでください。

契約の成立前によく考える力を身につけるためには、契約がどの場面で成立するのかを見分けられることが大切です。この意図を意識して指導していただければと思います。



## Q 売買契約の成立について、小学生にどう説明したらよいのか？

A ある品物がある値段で買いたい(自分の物にしたい)という買う人の申し出(買う意思の表示)と、売る人のこれを受ける意思(承諾の意思の表示)が一致したときに、売買契約が成立します。

この売買契約の成立の意義をまだ買い物の経験の少ない小学生に説明するために、新しい家庭科教科書では、次のように工夫した表現をしています。

- ◆ 「消費者である私たちが、お金を支払って商品を受け取ることを買い物といいます。買い物は、買う人の申し出を、売る人が受けて成立する売買契約でもあります。」  
(東京書籍、見本版 34 頁、本文)
- ◆ 「買う人 申し出 → 売買契約成立 ← 売る人 承諾」  
(東京書籍、見本版 34 頁、図 2)
- ◆ 「買う人(消費者)は買う意思を表し、売る人は売る意思を表して、おたがいの意思が合ったとき(合意)に売買契約が成り立ちます。」  
(開隆堂、見本版 61 頁、本文)

この教材セットでは、売買契約の成立について、第1時のワークシート(1)の解答欄を自由に記入できるようにし、どちらの教科書の表現でも書き込みできるようにしています。

買う人が (例) 買う意思を表し／申し出をして／申込みして／買いたいと言って  
売る人が (例) 売る意思を表し／申し出を受けて／承諾して／オッケーと言って  
→ おたがいの意思が合ったとき、売買契約が成立します。

以上の例のように、教科書の言葉を自分が理解した表現で置き換えても構わないと思います。



参考：2020年4月1日施行の改正民法では、以下のような規定になっています。

民法 第522条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

②契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

民法 第555条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

## 本教材セットは、「売買契約の基礎」の指導方法のヒントになります

本教材セットは、小学校5年生、6年生が、自分や身近な人々の日常の買い物の様子を思い出しながら楽しく「売買契約の基礎」を学ぶことができるよう、イラスト入りのワークシートやカードゲームも取り入れて作成しています。学習指導案付きの各時の指導のてびきも作成していますので、新しい家庭科教科書の指導の際の参考として、また、授業で実際に利用する教材としてご活用ください。

本教材セットは、家庭科用に作成しましたが、工夫をいただければ、総合的な学習の時間や教科外活動の際にもご活用いただけると思います。



## 中学校・高等学校の授業や、おとなの方の学び直しの機会にも活用が可能です

2021年(令和3年)4月から、中学校では、技術・家庭科家庭分野の学習で「売買契約の仕組み」や「クレジットなど三者間契約」を、社会科公民的分野で「契約を通した個人と社会との関係」を、それぞれ学びます。高等学校の家庭科、公民科でも、それぞれ「(売買)契約」や「消費者問題」が学習内容に含まれています。これらの学習をする際の導入としてご活用いただくなど工夫をいただければ、中学生、高校生の教材としてもご使用いただけたと思います。

保護者の方などおとなの消費者の学び直しの機会にもぜひ、ご利用ください。授業参観やPTA行事などで、小学生と保護者が一緒に学ぶ機会を作るのも、おもしろいかもしれませんね。



## Q なぜ、小学生が「売買契約の基礎」を学ぶの？

A これからの小学生は、18歳で成年になるからです。

### 1. 成年年齢の引下げ—18歳になると、ひとりで契約をすることになります

2022年（令和4年）4月1日、今は20歳と定められている成年年齢が、18歳に引下げられます。2020年4月からの新学習指導要領に基づいて学習する小学生たちも、18歳で成年になります。

未成年者と成年者は、どう違うのでしょうか。未成年者が何か契約をしたいときは、こづかいなど自由に使ってよいと認められた金銭等を使う場合を除き、親権者（父母、養親）や未成年後見人の同意を得て契約をするのが原則です。未成年者が親権者等の同意を得ずにした契約は、取り消すこと（未成年者取消し）ができます。一方、未成年者が成年者になると、親権者等の同意を得ることなく、単独で有効な契約ができるようになります。

成年年齢引下げは、18歳、19歳の若年者の自己決定権を尊重し、自律を促すことにつながり、より早期の積極的な社会参加につながるとの期待がされています。その一方で、買い物（売買契約）の基本のルールについての知識や考え方の基礎となる原則、トラブルへの対処方法、司法制度の利用方法などを理解しないまま成年になった若年者は、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなるかもしれません。成年年齢引下げに伴い、18歳になる前に、学年でいうと高校2年生以前に学んでおかなければならないことがたくさんありそうです。

### 2. 新学習指導要領—小学校5・6年生の家庭科で「売買契約の基礎」を学びます

2020年4月スタートの新学習指導要領では、消費者教育の推進に関する法律（2012年12月13日施行）の制定も踏まえ、消費者教育の充実がはかられていますが、その際、この成年年齢引下げの動向も踏まえての改訂がされています。例えば、家庭科では、小学校5年生・6年生で「買物の仕組みや消費者の役割」「売買契約の基礎」を学び(注)、中学校では「売買契約の仕組み」「クレジットなどの三者間契約」を学ぶことになりました。小学校からのこれら一連の家庭科の学習は、18歳になったときに、自分で意思決定して契約し、その履行をし、契約トラブルが生じた場合は対処ができる成年者（消費者）へと成長できることを目指しています。私たちもこの家庭科の学習プロセスを支援していきたいと思い、本教材セットを考案しました。

#### (注) 小学校学習指導要領（平成29年告示） 第8節 家庭（抜粋）

第2 各学年の内容 >〔第5学年及び第6学年〕

##### 1 内容 > C 消費生活・環境

次の(1)及び(2)の項目について、課題をもって、持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活と環境を考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

##### (1) 物や金銭の使い方と買物

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア)買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。

(イ)身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。

イ 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。

##### (2) 環境に配慮した生活

ア 自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。

イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。

##### 2 内容の取扱い

(3) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うこと。

ア (1)については、内容の「A家族・家庭生活」の(3)、「B衣食住の生活」の(2)、(5)及び(6)で扱う用具や実習材料などの身近な物を取り上げること。

イ (1)のアの(ア)については、売買契約の基礎について触れること。

ウ (2)については、内容の「B衣食住の生活」との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。